

今川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性でなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。特に、昨今、インターネットやスマートフォン、携帯電話等を利用したいじめに対して、適切に対応することが求められている。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、形式的に行うものではなく、いじめられた児童の立場に立って判断するものとする。

なお、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じないもの等がいること含めていじめととらえる。

3 いじめ問題への指導体制

(1) いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、低・中・高学年代表からなる生徒指導委員会を設置し、定例（月1回）及び臨時に開催する。

(2) 職員会議での情報交換および共通理解

全職員で配慮・支援を要する児童について、現状や手だて等について、共通理解・共通実践を図る。

4 いじめの未然防止への取り組み【いじめを生まない土壌づくり】

(1) 道徳科において、生命尊重の授業を中心に、命の大切さや友達を大切にすることについて考えさせ、いじめを生まない実践意欲をもたせる。

(2) すべての教育活動において、望ましい人間関係、他者理解、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) コミュニケーション科の取組や体験活動等における交流体験を通して、コミュニケーション力や人間関係調整力等を身につけさせる。

(4) 教科・道徳の時間等を中心に「情報モラル教育」を推進する。

5 いじめの早期発見の取り組み【児童の変化を敏感に察知】

(1) 日々の観察指導（早期発見チェックリストの活用）

養護教諭・図書司書等との連携を図り、児童理解・人間関係の把握に努める。

(2) いじめアンケート・学校生活アンケートの実施（毎月、無記名を含む）。QU調査、教育相談5分間対話の実施。

(3) 相談ポストの設置および活用

(4) 教職員の研修（いじめの認知、いじめの早期発見、観察の視点等）

6 いじめの対処への取り組み【問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応】

(1) いじめの情報を得た場合、いじめ対策委員会を招集する。

(2) 個別の聞き取り等、実態把握を行い、対策委員会で指導体制、方針を決定する。

(3) 見守る体制を整備する（登下校、昼休み、清掃時間、放課後等）。

(4) いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。

いじめた生徒には、態様に即した指導を行い、併せて観衆・傍観者への指導、学級・学年への指導を行う。

(5) いじめを受けた児童の保護者への支援、いじめを行った児童の保護者への指導を行う。

(6) いじめの対応（指導）後、継続的に指導や観察を行う（3ヶ月を目安）。

(7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察等と連携して対処する。

7 啓発および関係機関等との連携

(1) 行橋市教育委員会児童・生徒相談センターとの定期的な情報交換（月1回以上）を行う。

(2) 行橋警察署への相談や通報等を状況に応じて行う。

(3) いじめ防止基本方針のホームページへの掲載。

(4) いじめ基本方針の児童・保護者・地域・関係機関等への周知（入学時、各学年の開始時）。

いじめ未然防止を図る校内推進体制

【校長】 学校経営目標の具現化を図る学校経営の重点化
 ・いじめ事案の指導方針や方法について学校としての明確な指導方針を示し、全教職員の共通理解を図り、指導体制を確立し、いじめの未然防止、早期発見・対応等を図る。

【教頭】 目標・情報の共有化、関係機関との連携を図る体制づくり
 ・学校を挙げてのいじめの未然防止に向けた協力体制の確立に努める。
 ・いじめ未然防止の具体的な指導の留意点などについて、教職員間の共通理解・情報の共有化を図る。
 ・親師会、市教委（児童生徒相談センター）、他校との連携体制を構築する。

【主幹教諭・生徒指導担当者】 いじめ不登校対策委員会の設置と運営（毎月1回の定例）
 ・児童の情報共有を行い、いじめを見逃さないための職員間の連携を図る。
 ・教育相談の充実や指導体制を整える（いじめ・生活アンケートの実施）。
 ・メンバーは、校長、校長、主幹教諭、生徒指導担当者、特別支援コーディネーター、養護教諭、低・中・高学年代表

状況把握と解決策を見出すための連携

【生徒指導担当者】 生徒指導の具体的な方針を示す
 ・教育相談の充実など積極的な生徒指導を推進する。
 ・情報の収集を行い、状況に応じた指導を行う。
 ・学級担任を精神的に支える雰囲気をつくる。

【学年主任】 担任を支える指導体制づくり
 ・担任を支えるとともに、学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。

【養護教諭・特別支援コーディネーター】 教育相談の充実
 ・状況に応じてケース会議を開催する。
 ・安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、把握した情報を管理職・担任に伝える（秘密厳守）。

【学級担任】 望ましい学級集団づくり
 ・児童が楽しく分かりやすい、生徒指導の機能を生かした授業を展開するとともに、児童が互いに理解し合い、理解を深める学級経営を行う。

いじめ問題に対する校内体制（いじめが発生したときの報告・連絡・相談・指導）

いじめ発生

- ・日常の観察から
- ・児童・保護者の訴え情報から
- ・職員等の発見情報から
- ・アンケート等から

担任・学年主任
生徒指導担当

教頭

- ・報道機関等の対応（窓口の一本化）
- ・関係機関への報告・連携
 →行橋市教育委員会 児童生徒相談センター
 行橋警察署 親師会 等

校長
招集

【校内いじめ問題対策委員会（緊急対策会議）】
 校長・教頭・主幹・生徒指導担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・養護教諭・低・中・高学年代表

- ① 報告・共通理解、情報収集及び整理
- ② 調査・指導体制、方針等の検討及び決定（いつ・誰が・何を・どのように）
- ③ 調査班・対応班編成

【緊急職員会議】

- ① 情報の共有
- ② 指導方針の共通理解
- ③ 校内的な取組及び支援体制の確立

<p style="text-align: center;">校長・教頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 →行橋市教育委員会、児童生徒相談センター、警察 等 ・親師会役員等への説明 	<p style="text-align: center;">学年主任・学級担任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者、加害者の保護者への説明 ・いじめられた児童への支援 ・いじめた児童への指導 ・傍観者への指導 ・学年・学級全体への指導
<p style="text-align: center;">生徒指導部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会、学年集会（必要に応じて） 	<p style="text-align: center;">全教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的・継続的な指導および支援 ※いじめ解消に向けた取組・指導
<p style="text-align: center;">養護教諭・特別支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童へのカウンセリングの実施 	

いじめ解消 → 継続指導・経過観察（3ヶ月を目安） → ・未然防止活動
・再発防止